

市第3号議案

横浜市みなとみらい公共駐車場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について

公益財団法人横浜市建築助成公社が所有する、みなとみらい公共駐車場（以下「本駐車場」という。）は、令和2年度末の本市移管後、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づき公共施設等運営権（以下「運営権」という。）を設定し、民間事業者による運営を行います。

同法第18条の規定により、運営権を設定する場合は、実施方針に関する条例を定める必要があることから、本条例制定の議案を提出します。

1 本駐車場の概要

- (1) 供用開始：平成3年
- (2) 所在地：西区みなとみらい一丁目3番の1（パシフィコ横浜の地下）
- (3) 延床面積：51,051.30 m²
- (4) 構造：鉄筋コンクリート造地下2階建
- (5) 収容台数：自動車1,176台、自動二輪車44台

2 条例の構成

第1条	趣旨	条例の趣旨を規定しています。
第2条	公共施設等運営権の設定	市長が選定事業者の本駐車場の運営に係る運営権を設定できることを規定しています。
第3条	民間事業者の選定の手続	民間事業者の選定基準等を規定しています。
第4条	運営等の基準	公共施設等運営権者（以下「運営権者」という。）が本駐車場の運営等を行う際の責務や市との協議が必要な事項を規定しています。
第5条	業務の範囲	市長は、実施方針にて運営権者が行う業務の具体的内容を定めることができることを規定しています。
第6条	利用料金	利用料金は運営権者が定めること等を規定しています。
第7条	公共施設等運営権の対価	運営権者から運営権の対価を徴収すること、対価の額、支払方法その他必要な事項は実施契約に定めることを規定しています。

3 施行日

令和元年 7月 1日

【参考1】根拠法令（PFI法）

第17条 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、実施方針に、第5条第2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

（以下略）

第18条 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、前条に規定する場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。

2 前項の条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

【参考2】運営権方式（コンセッション方式）のイメージ

利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を本市に残したまま、運営権を民間事業者に設定し、運営を民間事業者が行うスキームです。



【参考3】今後のスケジュール（予定）

令和元年度			令和2年度			令和3年度
5月~7月	8月~11月	12月~3月	4月~7月	8月~11月	12月~3月	4月~
	○実施方針公表(7月)					★本市移管
	○特定事業の選定(9月)					
		○提案募集要項公表(2月)		○提案書審査(8月)		
					●運営権設定議案(12月)	

※ ○: 横浜市民間資金等活用事業審査委員会(PFI事業審査委員会)の審査を要する事項

●: 議決を要する事項